

令和7年度 支部建設業労働災害防止計画

建設業労働災害防止協会栃木県支部

労働災害を減少させ、労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向け、国が策定した「第14次労働災害防止計画」並びに建設業労働災害防止協会が策定した「第9次建設業労働災害防止5か年計画」が3年目を迎え、更なる推進を図らなければならない。

建設業労働災害防止協会本部においては、その初年度の状況を踏まえ「2025年度建設業労働災害防止対策実施事項（以下「建災防実施事項」という）」が策定される。

当支部では、「建災防実施事項」はもとより、栃木労働局が策定する「2025年度行政運営方針」に基づき、本年度の実施すべき事項を定め、支部・分会が一体となり総合的な労働災害防止対策を積極的に推進し、会員の安全衛生水準の向上を図っていくものとする。

I 令和7年度支部基本方針

1. 法令順守の徹底
2. 建設現場における統括安全衛生管理の推進
3. 建設3大災害「建設機械災害」・「墜落転落災害」・「地山の崩壊倒壊災害」の防止
4. 建設現場の不安全要因（不安全状態・不安全行動）減少対策の推進
5. 現場施工に係る安全作業手順書の作成と周知の徹底
6. 高年齢労働者の安全衛生対策の推進
7. 各種安全衛生教育講習会の開催とその推進
8. リスクアセスメントの普及促進と確実な実施
9. 労働安全衛生マネジメントシステム（コンパクトCOHSMS）の構築運用促進
10. 一般健康診断及び有害業務に係る特殊健康診断の確実な実施と事後措置の徹底
11. 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
12. 時間外労働の上限規制の順守

II 令和7年度計画目標

1. 建設現場における死亡災害ゼロ
2. 建設業における3大災害による労働災害の防止
※「建設機械災害」・「墜落転落災害」・「崩壊倒壊災害」
3. 会員の安全衛生水準向上のための安全衛生教育・講習の推進
※「技能講習」「特別教育」「各種安全衛生教育・講習」「安全講話」「安全衛生セミナー等」

III-1 支部（分会）が実施する事項

支部（分会）は、会員が行う労働災害防止活動を支援し、労働災害防止対策の一層の推進を図るため、次の事業等を実施する。

1. 技能講習等の計画書の策定・広報活動と積極的な推進
 - (1) ニーズに対応した技能講習等実施計画書の策定及び広報と実施
 - (2) 技能講習、特別教育、各種安全衛生教育等のニーズに応じた臨時講習の実施
 - (3) 機関紙（建災防とちぎ）の内容の充実と企業内閲覧の徹底
 - (4) 啓発用リーフレットの作成と配布

2. 新規安全衛生教育等の開講

会員からのニーズに応じ、新規教育講座を随時開催する。

3. 会員の安全衛生水準向上のための安全衛生教育の実施

(1) 監理技術者への「元方安全衛生管理者能力向上教育」の実施

※ 栃木県建設業協会及び建災防にて監理技術者の更新前受講を義務化。

年間受講者数は400人以上見込まれ、定期的な開催及びニーズに応じ随時開催する。

(2) 職長・安全衛生責任者教育

現場の安全衛生協議会設置時における下請け事業場での選任義務。

ニーズに応じ随時開催する。

年間受講者数100人以上を目標とする。

(3) 職長・安全衛生責任者能力向上教育

上記(2)の教育終了後、概ね5年毎の能力向上教育。

ニーズに応じ随時開催する。

年間受講者数100人以上を目標とする。

(4) 安全衛生推進者養成講習

労働者10名以上49名の事業場での選任義務。

ニーズに応じ随時開催する。

4. 安全衛生教育等の重点的な推進

(1) 化学物質管理者講習（専門的講習／2日間）

(2) 保護具着用管理責任者に対する教育(化学物質関係)

(3) 安全指導者養成講座（会員無料）

(4) 法令及び行政通達の改正に対応するための「施工管理者等足場点検実務者研修」

(5) その他、労働災害防止に資する教育等

5. 安全衛生大会・研修等の開催と意識の高揚

(1) 第62回全国建設業労働災害防止大会の参加

研修内容	開催月日	会場	参加者
総合集会	10/2	ワールド記念ホール	支部長 担当副支部長 安全衛生委員会委員
専門部会（建築・土木・安全衛生教育・低層住宅・コスモス・メンタルヘルス）	10/3	神戸国際展示場	

(2) 令和7年度栃木地方産業安全衛生大会の参加

内容	開催月日	会場	参加者
大会・特別講演（表彰式）	10/22	宇都宮市文化会館	支部長 表彰受賞者、他

(3) 令和7年度栃木県支部安全衛生大会の開催

内容	開催月日	会場	参加者
支部安全衛生大会 安全衛生セミナー (表彰式)	9 / 29	宇都宮市文化会館 (大・小ホール)	正副支部長 分会長 安全衛生委員会委員 表彰受賞者 各分会代表会員、他

(4) 分会・団体における「安全衛生セミナー等」の開催

分会・団体	開催月日	会場	参加者
10分会	未定	各分会の指定会場	分会長、分会会員、他
舗装・設備・造園各協会		各団体の指定会場	

(5) 新規会員入会時研修の実施

内容	開催月日	会場	参加者
・建災防組織・活動紹介 ・事務関係等の説明 ・経営者セミナー	10 / 下旬 3 / 下旬	栃木県建設産業会館	新規入会経営者

(6) 専任安全指導者等派遣

内容	実施日	場所	参加者
会員のための改善指導	随時	店社・作業所	会員・協力会社等

(7) 講師派遣

内容	実施日	場所	参加者
団体大会・セミナー等	随時	要請者の指定会場	会員
企業安全衛生大会等			会員・非会員等
発注者研修等			自治体職員等
インターンシップ安全衛生教育		工業・農業高校	生徒

6. 合同安全衛生パトロール

主催分会・団体	支援分会等	実施月	場所
宇都宮	下都賀	8～2月 随時調整	随時調整
鹿沼	芳賀		
日光	烏山		
芳賀	鹿沼		
下都賀	宇都宮		
塩谷	足利		
那須	安蘇		
烏山	日光		
安蘇	那須		
足利	塩谷		
設備	正副委員長		
造園			
舗装			

7. 分会安全衛生パトロール

主催分会・団体	会員数	実施予定作業所数 会員数×30%	実施月日
宇都宮	317	95	随時
鹿沼	118	35	
日光	127	38	
芳賀	130	39	
下都賀	279	84	
塩谷	91	27	
那須	198	59	
烏山	40	12	
安蘇	80	24	
足利	66	20	
合計	1,446	433	

8. 安全衛生委員会の活用

- (1) 支部基本方針及び計画目標達成のための対策の検討
- (2) 支部長の諮問機関としての諸問題への対応
- (3) 実施事項の評価検討と改善案の提示等

9. 安全衛生活動における女性の参加

(1) 「安全衛生促進員（なでしこ隊）」の活動

予定 月 日	行事	活動内容	担当
6 / 中旬	研修・情報交換	安全衛生教育 他	全員
9 / 29	支部安全衛生大会	準備・後方支援	全員
随時	分会大会・セミナー	聴講	全員
随時	分会合同パトロール	分会と調整	全員
	選択研修	1 講座	

(2) 各分会より「なでしこ隊」隊員（1～2名）の推薦

10. 墜落・転落災害重点対策

- (1) 足場の設置が困難な作業における安全設備の設置と安全帯の使用の徹底
- (2) フルハーネス型安全帯の普及促進
- (3) 足場点検者の指名による点検の実施及び点検記録の作成と保存

11. 建設機械等災害防止対策

- (1) 走行・作業範囲内への立入禁止又は誘導者（合図の徹底）の配置
- (2) 作業計画の作成と周知
- (3) 路肩等からの転倒防止対策の徹底
- (4) 転倒時保護構造を有し、シートベルトを備えた車両系建設機械の導入と、運転者へのシートベルト使用の徹底
- (5) 無資格運転の防止
- (6) 建設機械等への安全啓発用シール(重機ステッカー)の貼付
- (7) 現場内速度制限、安全標識並びに待避所の設置、路肩の保持等の計画的な実施
- (8) 留置車両の車止めの徹底

12. ヒューマンエラー災害（つまずき・転倒、高齢者等）重点対策

- (1) 「5S（整理・整頓・清掃・清潔・躰）運動」の徹底
- (2) 安全又は危険の「見える化」の促進
- (3) RKY（リスクケイワイ）の推進と形骸化の排除
- (4) 作業所における建設従事者教育の充実支援

13. 専門工事業者等の安全衛生活動支援事業

※ 指定団体：[一般社団法人日本塗装工業会栃木県支部]
● 安全衛生大会の開催等による意識啓発
● 個別指導（3社）：[2～3回／社：安全診断改善指導、作業所パトロール、社員研修等]
● 集団指導・技術研修会 [2回以上]
● パトロール [2回以上]

14. 自然災害からの復旧・復興工事安全衛生確保支援事業

※ 対象は、自然災害に関する防災減災、復旧・復興などの工事に従事している建設事業者
● 現場巡回指導等（予定8社）
● 現場巡回指導時におけるワンポイント安全衛生教育
● 安全衛生教育（基礎的教育／管理監督者等教育）

15. 新規会員の入会促進

(1) 1号会員

- * 元方施工時においては、建災防会員事業者を協力会社を選定することの促進
- * 元方会員による未加入協力会社に対する積極的な入会勧奨

(2) 2号会員

- * 専門工事団体に対する2会員としての入会促進
- * 2号会員構成会社で未加入会社に対する入会勧奨の推進

(3) 共通

- * 発注者による建災防会員の評価へ向けての活動促進

Ⅲ－２ 安全衛生委員会が実施する事項

委員会は、支部が行う労働災害防止活動を立案し、実施に当たり分会を支援し、労働災害防止対策の確実な展開を図るため、次の事業等を実施する。

1. 安全衛生計画の立案と実施支援

- (1) 当該年度の安全衛生計画の立案
- (2) 安全衛生計画の確実な実施指導

2. 安全衛生大会の立案と実施運営

- (1) 安全衛生大会の立案
- (2) 安全衛生大会の実施運営

3. 安全指導者の活用と支援

- (1) 安全指導者と専任安全指導者との連携強化による会員事業者への支援
- (2) 専任安全指導者制度の促進に向けた運用調整

4. なでしこ隊の活用と支援

- (1) なでしこ隊による活動支援と実施運営

5. 支部・分会合同安全衛生パトロールの立案と実施支援

- (1) 合同安全衛生パトロールの立案
- (2) 合同安全衛生パトロールの実施箇所の分会との調整と選定
- (3) 改善指導を要する作業所への支援

6. 安全衛生教育・研修の立案と実施支援

- (1) 分会における教育・研修の立案
- (2) 教育・研修実施における分会との調整と支援

7. 労働災害防止に対する発注者による会員の評価対策
 - (1) 労働災害防止の観点から会員の活動に対する評価対策
 - (2) コスモス（COHSMS）及びコンパクトコスモスの認定促進
 - (3) 会員全体の安全衛生水準向上対策
8. その他労働災害防止対策
 - (1) 重大災害発生時の原因究明、再発防止対策
 - (2) 安全衛生活動全般にわたる調査・研究及び支部長への答申

III-3 安全指導者が実施する事項

安全指導者は、本部会長の委嘱により、分会会員事業者の現場指導及び支部又は分会からの依頼による集団指導、その他安全指導者規程に基づく職務を担当する。

1. 専任安全指導者の活用促進
 - (1) 専任安全指導者（日光・鹿沼・宇都宮）、（那須・塩谷・烏山）、（下都賀・芳賀・宇都宮）、（安蘇・足利）の活用促進。
 - (2) 安全指導者の育成（関係法令又は元方指針に基づく統括管理等の研修を実施するもの）
 - (3) 現場指導（現場のパトロール等安全衛生指導を行ない、安全指導者の指導力向上を図るもの）
 - (4) 店社指導（現場のパトロール結果に基づく店社の改善指導を実施するもの）

2. 安全指導者制度の推進

- (1) 安全指導者研修の定期開催

内容	実施日	場所	参加者
・法令解釈研修 ・相互情報交換 ・事例発表 等	8 / 上旬	栃木県建設産業会館	安全指導者
	12 / 上旬		

- (2) 会員からの要請に応じた安全衛生の指導
- (3) 分会における安全衛生担当者等に対する研修の実施
- (4) 工業系高等学校に対するインターンシップ安全衛生教育の実施
- (5) 企業からの依頼に応じた安全講話の実施
- (6) 支部・分会活動の推進役

IV 会員が実施する事項

会員は、労働災害の撲滅を図るため、「建災防実施事項」及び「支部建設業労働災害防止計画」に基づき、自主的安全衛生活動を積極的に実施する。

1. 2025年度 建設業労働災害防止対策実施事項の遵守
 - 「第14次労働災害防止計画」（厚労省）の推進
 - 「建設業労働災害防止規程」（建災防本部）の周知及び順守
 - 「支部建設業労働災害防止計画」（栃木県支部）の推進

2. 安全衛生管理体制の確立

- (1) 労働安全衛生法に基づく実態に即した店社及び作業所の安全衛生管理体制の確立
- (2) 安全衛生方針の表明、計画目標の設定、安全衛生計画の作成・実施・評価
- (3) 統括安全衛生管理の徹底
- (4) 「会員証」の掲示

3. 安全衛生教育の実施と無資格就労の防止

- (1) 運転等技能講習、作業主任者技能講習、安全衛生特別教育等に係る有資格者の充足
- (2) 「元方安全衛生管理者能力向上教育(現場管理者の統括管理研修)」、「安全衛生推進者養成講習」、「職長・安全衛生責任者教育」、「職長・安全衛生責任者能力向上教育」の計画的受講
- (3) 安全衛生教育推進要綱(通達)に基づく危険有害業務の従事者に対する安全衛生教育及び能力向上教育の実施又は受講
- (4) 法令で定められた雇入れ時教育、作業内容変更時教育(入所時等)等の実施
- (5) 安全指導者養成講座の受講

4. 安全衛生大会・セミナーの開催又は参加

- (1) 会員企業・協力業者による安全衛生大会等の開催促進
- (2) 支部・分会における安全衛生大会・セミナーへの参加

5. 安全衛生パトロール等の実施

- (1) 経営首脳者等による自社工事現場の安全衛生パトロール実施(原則、毎月1回以上)
- (2) 現場代理人、職長等による担当現場の安全衛生パトロールの随時実施及びリスクアセスメントを用いた評価・改善措置

6. 建設業三大災害防止対策

- (1) 「墜落、転落」災害防止対策
 - ① 足場の設置が困難な作業における安全設備の設置と安全帯の使用の徹底
 - ② フルハーネス型安全帯の普及促進
 - ③ 労働安全衛生規則に基づく足場・開口部等からの墜落・転落防止対策、作業前点検及び悪天候等の後の点検の確実な実施
 - ④ 貨物自動車の荷台等からの墜落・転落防止措置(昇降設備の備えと使用)の徹底
 - ⑤ 保護具(保護帽・墜落制止用器具(フルハーネス等))の完全着用
- (2) 「崩壊・倒壊」災害防止対策
 - ① 工作物の解体等における作業計画の作成と作業主任者等による指揮・監督の徹底
 - ② 切土法面の点検時期及び点検事項の把握と点検の確実な実施
- (3) 「車両系建設機械等」災害防止対策
 - ① 走行・作業範囲内への立入禁止又は誘導者(合図の徹底)の配置
 - ② 作業計画の作成と周知
 - ③ 路肩等からの転倒防止対策の徹底
 - ④ 現場内速度制限、安全標識並びに待避所の設置、路肩の保持等の計画的な実施
 - ⑤ 転倒時保護構造を有し、シートベルトを備えた車両系建設機械の導入と、運転者へのシートベルト使用の徹底
 - ⑥ 留置車両の車止めの徹底
 - ⑦ 無資格運転の防止
 - ⑧ 建設機械等への安全啓発用シール(重機ステッカー)の貼付

7. 「交通労働災害」による災害防止対策

- (1) 交通労働災害防止ガイドラインの周知徹底
- (2) 現場に赴く経路（通勤経路を含む）の危険マップの作成及びその周知徹底
- (3) 路面凍結等によるスリップ事故防止（急な運転操作の禁止、冬用タイヤの履替え等）
- (4) 入所時並びに半日教育における交通労働災害防止教育の徹底

8. リスクアセスメントの確実な実施

- (1) 店社、作業現場における計画作成時の「リスクアセスメント」の確実な実施
- (2) 協力業者に対する着手前「リスクアセスメント」の実施指導・支援

9. 建設業安全衛生マネジメントシステムの構築

- (1) 建設業労働安全衛生マネジメントシステムの導入・構築
- (2) コスモス（COHSMS）及びコンパクトコスモスの認定取得

10. 労働者の健康確保対策の推進

- (1) 作業環境中の有害物質の除去対策（RAの実施）、化学物質等取扱い作業におけるSDS（安全データシート）の備えと周知、作業方法の改善、保護具の適正な使用等の徹底
- (2) 健康障害防止のための雇入れ時健康診断、一般定期健康診断、特殊健康診断（じん肺、有機溶剤等、特定化学物質、石綿等）の実施及び有所見者の事故措置の徹底
- (3) 行政指導による健康診断（DVD、振動、腰痛、騒音）の推進
- (4) 職場のメンタルヘルス対策（健康KY、ストレスチェック等）の推進
- (5) 高年齢労働者対策（エイジフレンドリーガイドライン）の推進
- (6) 熱中症、酸素欠乏症等、その他感染症予防対策の推進

11. 一人親方等個人事業主への対応の推進

- (1) 一人親方等の作業現場入場状況の把握の徹底
- (2) 作業間の連絡と調整の推進
- (3) 新規入場時教育の実施と独り作業等の管理の徹底
- (4) KY活動と作業開始前点検の実施勧奨

12. 労働時間の上限規制（2024年問題）の順守

時間外労働の上限規制については、働き方改革関連法による改正後の労働基準法により法制化され、平成31年4月1日から施行されています。

建設業の事業については、時間外労働の上限規制の適用が猶予されていましたが、令和6年4月1日から適用されています。